

令和5年 第6回 鏡野町農業委員会議事録

招集年月日	令和5年6月12日（月）										
招集場所	鏡野町役場 3階 特別会議室										
開議	午前11時00分～午前11時29分										
応招委員	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">1番 小椋 清美</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">7番 田淵 智之</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3番 難波 基訓</td> <td style="text-align: center;">8番 北山 政士</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4番 柳井 正信</td> <td style="text-align: center;">9番 近藤 克己</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5番 正影 博一</td> <td style="text-align: center;">10番 川口 肇司</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6番 河中 司</td> <td style="text-align: center;">11番 竹下 桂輔</td> </tr> </table>	1番 小椋 清美	7番 田淵 智之	3番 難波 基訓	8番 北山 政士	4番 柳井 正信	9番 近藤 克己	5番 正影 博一	10番 川口 肇司	6番 河中 司	11番 竹下 桂輔
1番 小椋 清美	7番 田淵 智之										
3番 難波 基訓	8番 北山 政士										
4番 柳井 正信	9番 近藤 克己										
5番 正影 博一	10番 川口 肇司										
6番 河中 司	11番 竹下 桂輔										
不応招委員											
出席委員数	10名										
欠席委員数	0名										
本会議に職務のため出席した者の職、氏名	事務局長 角田 貴之（産業観光課 特命参事） 課長補佐 片田 篤志（産業観光課 課長補佐） 主任 山崎 裕司（産業観光課 主任）										

議事日程	審議事項
日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定
日程第3	報告第9号 農地法第18条第6項の規定による解約について
日程第4	報告第27号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第5	報告第28号 非農地証明願について
日程第6	議案第29号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第7	議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第8	議案第31号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
日程第9	議案第32号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について【農地中間管理事業】
日程第10	その他
委員提出議案の提出	—
会議録署名委員の指名	5番 正影 博一 6番 河中 司

議事の経過

発 言 者	発 言 の 要 旨
会長 川口	<p>ただいまの出席委員は、10名のうち10名です。</p> <p>定足数に達しておりますので、これより令和5年第6回鏡野町農業委員会を開会します。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員に、5番 正影 博一 委員、6番 河中 司 委員を指名します。</p> <p>日程第2 会期決定の件を議題とします。</p> <p>おはかりします、本会の会期は、本日1日間にしたいと思います、これにご異議ございませんか。</p>
委員	<p>「はい。」</p>
会長 川口	<p>異議なしと認めます、よって会期は、本日の1日間に決定しました。</p> <p>日程第3 報告第9号 農地法第18条第6項の規定による解約について、この報告の41番の案件について、事務局より提案理由の説明を求めます、事務局長。</p>
事務局長 角田	<p>令和5年第6回農業委員会議案2ページをお開きください。</p> <p>報告第9号、農地法18条第6項の規定による解約について。</p> <p>番号41、所在は、●●、田、他2筆、4、137㎡。</p> <p>貸付人は、●●、借受人は、●●、合意解約によるものでございます。</p> <p>以上1件です。</p>
会長 川口	<p>続きまして、日程第4 報告第27号 農地法第3条の規定による許可申請について、この議案の33番から40番の案件を議題とします。</p> <p>事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。</p>
事務局長 角田	<p>議案3ページをお開きください。</p> <p>議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について。</p> <p>番号33、所在は、●●、田、632㎡。譲渡人は、●●。譲受人は、●●。取得後の耕作面積、1、265㎡、通作距離、0.1km、農機具、管理機1台。</p> <p>番号34、●●、田、1、189㎡。譲渡人は、●●。譲受人は、●●。所得後の耕作面積、1、189㎡、通作距離、0.1km、農機具、管理機1台。</p>

	<p>番号35、所在は、●●、田、2, 794㎡。譲渡人は、●●。譲受人は、●●。取得後の耕作面積、13, 963㎡、通作距離、0.5km、農機具、トラクター1台、耕うん機1台。</p> <p>番号36、所在は、●●、田、188㎡。譲渡人は、●●。譲受人は、●●。取得後の耕作面積、15, 784㎡、通作距離、0.1km、農機具、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台。</p> <p>番号37、所在は、●●、田、681㎡。譲渡人は、●●。譲受人は、●●。取得後の耕作面積、3, 067㎡、通作距離、1.0km、農機具、トラクター1台。</p> <p>ページをおめくりいただきまして、番号38、所在は、●●、田、1, 631㎡。譲渡人は、●●。譲受人は、●●。取得後の耕作面積、4, 772㎡、通作距離、10.0km、農機具、田植機1台、トラクター2台、コンバイン1台。</p> <p>番号39、所在は、●●、田、他計3筆、3, 141㎡。譲渡人は、●●。譲受人は、●●。取得後の耕作面積、9, 398.35㎡、通作距離、1.0km、農機具、田植機1台、トラクター2台、コンバイン1台。</p> <p>番号40、所在は、●●、田、1, 026㎡。譲渡人は、●●。譲受人は、●●。取得後の耕作面積、1, 026㎡、通作距離、0.1km、農機具、田植機1台、トラクター1台。</p> <p>以上8件です。</p> <p>これをもって提案理由の説明を終わります。 本件について、追加説明を許します。 (発言なし) 追加説明なしと認めます。 これより質疑を行います、質疑はありませんか。 (発言なし) 質疑無しと認めます。 おはかりします、本件を承認することにご異議ございませんか。</p> <p>「はい。」</p> <p>異議なしと認めます。 よって議案27号 農地法第3条の規定による許可申請についての件は、承認することに決定しました。 日程第5 議案第28号 非農地証明願について、この議案の20番から24番までの案件を議題とします。 事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。</p>
会長 川口	
委員	
会長 川口	

<p>事務局長 角田</p>	<p>議案5ページをお開きください。</p> <p>議案第28号 非農地証明願について。</p> <p>番号20、所在、●●、田、他計4筆、3,809㎡。判定地目、雑種地、利用状況、平成11年頃より、会社資材置場として利用し、耕作しておらず農地として使用できないため。申請人、●●。</p> <p>番号21、所在は、●●、畑、他計2筆、1,587㎡。判定地目、山林原野、利用状況、30年前に植林をして耕作しておらず農地として使用できないため。申請人は、●●。</p> <p>番号22、所在は、●●、田、他計2筆、2,667㎡。判定地目、山林原野、利用状況、30年前に植林をして耕作しておらず農地として使用できないため。申請人は、●●。</p> <p>おめくりいただきまして、番号23、所在は、●●、畑、99㎡。判定地目、宅地、利用状況、25年前に住宅を建築し、耕作しておらず農地として使用できないため。申請人は、●●。</p> <p>番号24、●●、畑、126㎡。判定地目、宅地、利用状況、30年前に倉庫を建築し、耕作しておらず農地として使用できないため。申請人は、●●。以上、5件です。</p> <p>去る6月2日、非農地証明事務要領による現地確認、および航空写真と現地写真による確認を役員にて実施しました。</p> <p>その結果、いずれの議案も要領の対象の要件を満たすもの、非農地として報告させていただきます。</p>
<p>会長 川口</p>	<p>これをもって提案理由の説明を終わります。</p> <p>本件について、追加説明を許します。</p> <p>(発言なし)</p> <p>追加説明なしと認めます。</p> <p>おはかりします、本件は承認することにご異議ございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>「はい。」</p>
<p>会長 川口</p>	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第28号 非農地証明願については承認することに決定しました。</p> <p>日程第6 議案第29号 農地法第4条の規定による許可申請について、この議案の3番、4番の案件を議題とします。</p> <p>事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。</p>

<p>事務局長 角田</p>	<p>議案7ページをお開きください。</p> <p>議案第29号 農地法第4条の規定による許可申請について。</p> <p>番号3、所在は、●●、田、162㎡。申請人は、●●。</p> <p>転用用途は、車庫兼農機具倉庫、119㎡、転用事由、現在、母屋と農業用倉庫との間に車を駐車しており、農業機械の出入り等が困難なため、敷地を拡張し、新たに車庫兼農機具倉庫を建築するもの。資金計画、●●、農振農用地除外、第一種農地、例外許可規定「集落に接続して設置される住宅」に分類、●●水利組合、●●土地改良区承諾。</p> <p>番号4、●●、畑、235㎡。申請人、●●。転用用途、露天駐車場4台分、転用事由、自宅への進入路及び駐車場が町道●●線の拡張に伴い使用できなくなったため、新たに露天駐車場を整備するもの。資金計画、●●、第二種農地、●●水利組合、●●土地改良区承諾。以上、2件です。</p>
<p>会長 川口</p>	<p>これをもって提案理由の説明を終わります。</p> <p>本件は農地部会委員により、現地確認をお願いしておりますので、報告をお願いします。</p> <p>農地部会長、8番 北山委員。</p>
<p>北山 委員</p>	<p>この2件については、農地部会で先ほど確認に行っていました。別に問題はないということで、承認することに決定しております。以上でございます。</p>
<p>会長 川口</p>	<p>本件について、追加説明を許します。</p> <p>(発言なし)</p> <p>追加説明なしと認めます。</p> <p>これより質疑を行います、質疑はありますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>質疑無しと認めます。</p> <p>おはかりします、本件は承認することにご異議ございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>「はい。」</p>
<p>会長 川口</p>	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第29号 農地法第4条の規定による許可申請についての件は、承認することに決定しました。</p> <p>日程第7 議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について、この議案の18番19番の案件を議題とします。</p> <p>事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。</p>

<p>事務局長 角田</p>	<p>議案 8 ページをお開きください。</p> <p>議案第 30 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について。</p> <p>番号 18、所在、●●、田、717 m²。譲渡人は、●●。譲受人 ●●。転用用途、露天車両等置場、転用事由、受人は、自動車整備業を行っているが、車両等の修理預かりするため、新たに露天車両等置場を設置するもの。資金計画、●●、農振農用地除外、第一種農地、例外許可規定「集落に接続して設置される業務上必要な施設」に分類、●●土地改良区承諾。</p> <p>番号 19、●●、畑、765 m²。譲渡人、●●。譲受人、●●。転用用途、ドッグラン、転用事由、受人はペット関連事業を行っているが、申請地を譲り受け、ドッグランを整備し運営するもの。資金計画、●●、第二種農地、●●水利組合承諾。以上、2 件です。</p>
<p>会長 川口</p>	<p>これをもって提案理由の説明を終わります。</p> <p>本件は農地部会委員より現地確認をお願いしておりますので、ご報告をお願いします。</p> <p>農地部会長 8 番 北山委員。</p>
<p>北山 委員</p>	<p>この件についても、先ほど農地部会の方で確認に行っていました。</p> <p>別に問題ないということで、承諾をしておりますので、皆さんにご報告いたします。</p> <p>以上です。</p>
<p>会長 川口</p>	<p>本件について、追加説明を許します。</p> <p>(発言なし)</p> <p>追加説明なしと認めます。</p> <p>これより質疑を行います、質疑はありませんか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>質疑無しと認めます。</p> <p>おはかりします、本件は承認することにご異議ございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>「はい。」</p>
<p>会長 川口</p>	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第 30 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についての 18 番、19 番の案件は、承認することに決定しました。</p> <p>続きまして、20 番の案件については、●●に関する案件でございますので、●●にかかわる委員である私と、北山委員、田淵委員は、農業委員</p>

<p>会長代理 柳井</p>	<p>会等に関する法律第31条に基づく議事参与の制限により、当案件の審議開始から終了まで退席し、議長を柳井会長代理に引き継ぎます。</p>
<p>事務局長 角田</p>	<p>失礼します、それでは、20番の案件の議長は、会長代理の柳井が務めさせていただきます。</p> <p>事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。</p> <p>議案8ページをお開きください。</p> <p>議案第30号、農地法第5条の規定による許可申請について。</p> <p>番号20、所在は、●●、田、1、389㎡。譲渡人、●●。譲受人、●●。転用用途、一時転用、残土置場、転用事由、香々美川発電所作業道の工事中に法面が崩れ、早急に土砂撤去し、工事を再開する必要があるため、撤去土砂の一時仮置き場として使用したい。資金計画、●●、第一種農地、例外許可規定「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」に分類、一時転用期間は許可日より3年間、●●水利組合、●●土地改良区承諾済、以上1件です。</p>
<p>会長代理 柳井</p>	<p>これをもって、提案理由の説明を終わります。</p> <p>本件は農地部会委員より現地確認をお願いしておりますので、ご報告をお願いします。</p> <p>農地区委員 11番 竹下委員。</p>
<p>竹下 委員</p>	<p>先ほど、農地部会で現地確認をしてみました。</p> <p>特に問題はないことを確認しておりますので、ご報告します。</p>
<p>会長代理 柳井</p>	<p>本件についての追加説明を許します。</p> <p>(発言なし)</p> <p>追加説明なしと認めます。</p> <p>これをもって追加説明を終わります。</p> <p>これより質疑を行います、質疑はありますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>質疑無しと認めます。</p> <p>おはかりします、本件は承認することとご異議ございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>「はい。」</p>
<p>会長代理 柳井</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請についての2</p>

<p>会長 川口</p>	<p>0番の案件は、承認することに決定しました。</p> <p>それでは、川口会長、北山委員、田淵委員の議事参与の制限が解かれましたので、議長を川口会長に引き継ぎます。</p> <p>川口会長、北山委員、田淵委員、入室をお願いします。</p> <p>それでは、ここからの案件の議長は、再び会長の川口が務めさせていただきます。</p> <p>日程第8 議案第31号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。</p>
<p>事務局長 角田</p>	<p>議案9ページをお開きください。</p> <p>議案第31号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について。</p> <p>権利種別、貸借権設定、新規設定7筆、12,911㎡、再設定5筆、3,095㎡、計12筆、16,006㎡、以上です。</p>
<p>会長 川口</p>	<p>これをもって、提案理由の説明を終わります。</p> <p>これより質疑を行います、質疑はありますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>質疑無しと認めます。</p> <p>おはかりします、本件は承認することにご異議ございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>「はい。」</p>
<p>会長 川口</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第31号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、承認することに決定しました。</p> <p>日程第9 議案第32号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業分の決定について、事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。</p>
<p>事務局長 角田</p>	<p>議案10ページをお開きください。</p> <p>議案第32号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、農地中間管理事業分。</p> <p>権利種別、貸借権設定、新規決定、3筆、4,139㎡、以上です。</p>
<p>会長 川口</p>	<p>これをもって、提案理由の説明を終わります。</p>

委員	<p>これより質疑を行います、質疑はありませんか。 (発言なし) 質疑無しと認めます。 おはかりします、本件は承認することにご異議ございませんか。</p> <p>「はい。」</p>
会長 川口	<p>異議なしと認めます。 よって議案第32号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業分の決定について、承認することに決定しました。 中間管理事業分と、これの分の仕訳いうのは、いつからこがなくなったん。</p>
事務局長 角田	<p>この四月です。</p>
会長 川口	<p>それは、どういうふうなことで分けないといけん。</p>
主任 山崎	<p>この様式を使うにあたって、分けるように。</p>
会長 川口	<p>様式で分けてくれということ？</p>
主任 山崎	<p>そうです、議案を作る段階で、入力の方法が違ってきてますんで、議案は分かれてると。</p>
会長 川口	<p>中間管理事業分にせえ、あれにせえ、一緒の事じゃないん？</p>
主任 山崎	<p>やることは一緒です。貸し借りで間に。</p>
会長 川口	<p>機構が入るか入らんか。 ただ書くところを一緒にして、一つにまとめれば良いんじゃないん？ おんなじことじゃから。</p>
近藤委員	<p>中間管理機構が絡んどんじゃな。</p>
主任 山崎	<p>そうです。</p>
会長 川口	<p>審議することは、同じことを審議するじゃけん。分けて、この最初の中 間管理事業分にせえ、その利用権にせえ、前のしようたような、利用集積</p>

<p>事務局長 角田</p>	<p>計画だけで良いんじゃないかな思う。</p> <p>議案を一個にして、段を分けて様式を作れば良い。 議案としては一個にしよう。表が2つになるから。</p>
<p>会長 川口</p>	<p>なら、来月からそういうふうに。 日程第10 その他について、その他協議事項はありませんか。 (発言なし) 以上をもちまして、本会に付議された提案はすべて終了しました。 会議を閉会します、これにご異議ございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>「はい。」</p>
<p>会長 川口</p>	<p>異議なしと認めます。 よって本会は本日をもって閉会することに決定しました。 これにて、令和5年第6回鏡野町農業委員会を閉会します。 ありがとうございました。(散会)</p>